①国名	ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic (LA)
②名称	Ministry of Science and Technology Department of Intellectual Property
③所在地	Phon Xay Rd P.O.Box 4107 Vientiane Lao PDR
④連絡先	(電話) (856) 21 213 470 ext 154 (FAX) (856-21) 213 472 (E-mail) dip.laopdr@gmail.com (internet) https://dip.gov.la/
⑤組織の長	Director General : **Mr. Xaysomphet Norasingh**
⑥沿革	(1) 1975年の革命前に、ラオス知的財産局は産業及び手工業省の下に設置された。 (2) 革命後は、ラオスが WIPO に加盟する 1995 年まではラオスの知的財産法の発展はなく、1995年1月18日の商標に関する首相令No.06/PMが、また2005年3月7日の商標登録に関するNo.466/STEA-PMOが施行された。 (3) 科学技術環境庁 (STEA) の下に知的財産局 (以下「ラオスDISM」という) が組織され、ラオスDISMには、侵害の停止、所有権の保護及び損害賠償を命じる権限が与えられた。 (4) ラオスは、先願制度をとっている。全ての出願は、ラオスDIPに送付され、審査を受ける。 (5) ラオスは、1998年10月8日にパリ条約に加盟した。 (6) 特許、実用新案及び意匠に関する首相令No. 01/PMが2002年1月17日公布され、特許、実用新案及び意匠に関する施行規則No.322/STEA-PMOが2003年2月18日に公布された。 (7)商標法No. 06/PMが1995年1月15日に公布され、続いて、同法施行規則No. 466/STEA-PMOが2002年3月7日に改正された (8) 2008年1月に知的財産法にまとめられて公布され、2008年4月14日から施行された。 (9)2011年12月20日知的財産法改正が公布、2012年1月16日から施行されてた。 (10) 2017年12月12日に知的財産法改正が公布され、2018年6月9日に施行された。2020年12月15日には特許及び小特許に関する決定(科学技術省令No.1714)が公布され、2021年1月20日には意匠に関する決定(科学技術省令No.35)が公布され、2019年12月17日商標及び商号に関する科学技術大臣決定(No.2822)が公布された。
⑦所管	特許、実用新案 (小特許)、意匠、商標、原産地表示

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フイルム登録	マドリッド (原産地表示)
1995/1/17	2012/3/14			
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1998/10/8			
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
ブダペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2016/3/7	2006/6/14		
ストラスブール	ウィーン	WTO		

①国名	ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic (LA)

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数		61	55	61
	(内　外国出願)		61	54	61
	(内日本から)		13	9	13
	(内　PCT ルート)		45	39	45
実用新案	全数		9	4	9
	(内　外国出願)		3	1	3
意匠	全数		1	31	1
	(内　外国出願)			28	
	(内日本から)			7	
商標	全数	1,559	1,473	3,435	1,472
	(内　外国出願)	1,559	1,473	2,877	1,472
	(内日本から)	92	85	45	85

登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数		36	97	36
	(内　外国出願)		36	97	36
	(内日本から)		17	9	17
	(内　PCT ルート)		34	87	34
実用新案	全数		25	2	25
	(内　外国出願)		25	2	25
意匠	全数		76	21	76
	(内　外国出願)		75	20	75
	(内日本から)		30	16	30
商標	全数	1,657	1,662	2,993	1,662
	(内　外国出願)	1,657	1,662	2,643	1,662
	(内日本から)	97	143	68	143

(出典)： WIPO IP Statistics

⑫　組　　織

〈組織図〉　DISM は、Science, Technology and Environment Agency (STEA、科学・技術及び環境局) の下部組織であり、この DISM の中に Intellectual Property Division (知的財産部)がある。

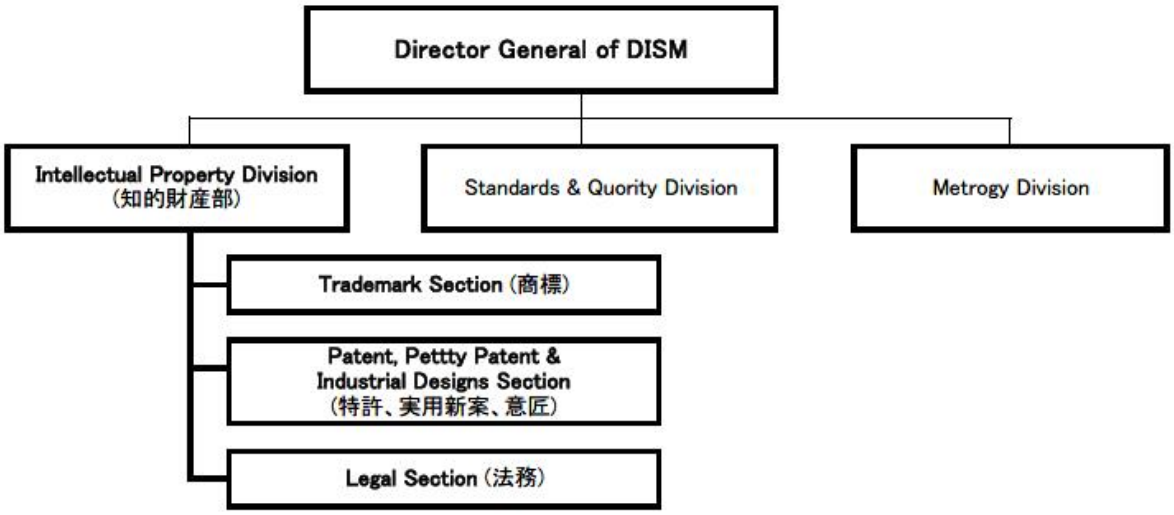

①国名	ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic (LA)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	知的財産法 2017 年 12 月 12 日改正 特許及び小特許に関する決定(科学技術省令 No.1714)2020/12/15 公布
	③地理的効力の範囲	ラオス国内のみ。(知財法第 6 条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	ラオス国民、ラオス居住者若しくはラオスの法律に基づいて設立された法人又はパリ条約等のラオスが加盟する産業財産権に係わる国際協定の加盟国内の個人若しくは法人。(知財法第 26 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。外国の出願人は、ラオスにおいて公認の代理人を選任しなければならない。(知財法第 27 条)
	⑦出願言語	ラオス語又は英語。英語で出願された出願書類及び他の書類は、出願日から 90 日以内に翻訳証明書とともにラオス語に翻訳して登録局に提出しなければならない。(知財法第 37 条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。 (知財法第 48 条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物。(知財法第 13 条 (1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。公式に展示された又は公認の国際博覧会における製品又は商品若しくはサービスに関する発明，実用新案，意匠及び商標は，当該製品又は商品若しくはサービスの所有者の請求時に仮保護を付与されるものとし，かかる保護の請求は，当該博覧会においてそれらが展示された日から 6 月以内に，提出しなければならない。(知財法第 30 条)
	⑪非特許対象	(1)　工業，手芸，農業，漁業，貿易及びサービス等において産業上利用可能ではない発明 (2)　自然界に存在する生命体又は生命体の部分を含む，既存の物の発見であるゆえに新規でない発明 (3)　単なる科学的原則若しくは理論，数学的アルゴリズム又は業務を行うか若しくはゲームをするための一組の規則であるゆえに発明でない主題は，技術的解決を構成しない。ただし，かかる主題は，特許の要素になり得る。 (4)　人間又は動物の手当てのための診断，治療及び外科上の方法 (5)　微生物以外の植物及び動物並びに植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし，かかる主題は，特許の要素になり得る。特許又は小特許は，以下の場合に拒絶され又はその活用を制限される可能性がある (6)　国の文化及び優れた伝統、社会的秩序及びモラルに反し、人間、動物若しくは植物の生 命若しくは健康を害し又は環境に対する重大な損害を生ずる場合な場合。 (7)　ラオス人民民主共和国の本質的な安全保障の保護のために必要な場合。 (知財法第 13 条(3)、第 21 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。外国で他の当局の審査又は調査を受けていた場合、その報告の写を提出しなければならない。写を提出できない場合、実体審査を請求しなければならない。 (知財法第 40 条、同第 41 条、特許及び小特許に関する決定第 15 条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から 24 月以内に審査請求しなければならない。 外国当局の報告の写は、提供の意思を示し、かつ、審査完了して 3 月以内に提出する。 (以上、特許及び小特許に関する決定第 15 条) 報告の写を提出した出願人は、更なる調査をせず特許を求めることを請求することができる。 (知財法第 41 条)

①国名	ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic (LA)	
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は方式審査後、出願日又は優先日から数えて 19 月目に公開される。(知財法第 39 条)
	⑯異議申立制度の有無	有。公開日から 90 日以内に何人も異議申立できる。(知財法第 39 条)
	⑰無効審判制度	無。無効審判制度ではないが、紛争解決手段として裁判所の提訴があり、裁判所は無効を判断する。無効と判断された場合には、知的財産局は特許を取り消さなければならない。 (知財法第 45 条、第 127 条、第 133 条、第 137 条、第 139 条)
	⑱実施義務	有。以下の場合に強制実施権が設定される可能性がある。 (1) 国家非常事態、緊急事態の場合 (2) 公衆の利益にかかる必要な場合 (3) 裁判所が不当競争に対する是正と認めた場合 (4) 登録から 3 年又は出願から 4 年のいずれか遅い方を徒過しても、合理的需要を満たすべく実施を行っていない場合 (知財法第 64 条)
	⑲費用単位 LAK(ラオスキップ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 200,000 Kip(請求項数 15 超の 1 項あたり 50,000Kip 追加) 方式審査料 100,000 Kip (50 頁超の 1 頁あたりの追加 20,000Kip) 公告料 400,000 Kip/回(※出願公開時及び特許登録時の２回) 特許証書発行料 100,000 Kip [特許権維持に掛かる費用] 年金 1-4 年次 出願時の上記料金に含まれる。 5 年次 300,000 Kip 13 年次 2,300,000 Kip 6 年次 400,000 Kip 14 年次 2,800,000 Kip 7 年次 500,000 Kip 15 年次 3,300,000 Kip 8 年次 600,000 Kip 16 年次 3,900,000 Kip 9 年次 800,000 Kip 17 年次 4,500,000 Kip 10 年次 1,000,000 Kip 18 年次 5,100,000 Kip 11 年次 1,400,000 Kip 19 年次 5,700,000 Kip 12 年次 1,800,000 Kip 20 年次 6,500,000 Kip ※5 年次からは、別途「サービス料金：400,000 Kip/年」が必要。 http://lsp.moic.gov.la/?r=site%2Fdisplaylegal&id=188#69
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic (LA)	
実用新案 (小特許)	②最新実用新案法の施行年月日	知的財産法 2017 年 12 月 12 日改正 特許及び小特許に関する決定(科学技術省令 No.1714)2020/12/15 公布
	③地理的効力の範囲	ラオス国内のみ。(知財法第 6 条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	ラオス国民、ラオス居住者若しくはラオスの法律に基づいて設立された法人又はパリ条約等のラオスが加盟する産業財産権に係わる国際協定の加盟国内の個人若しくは法人。(知財法第 26 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ラオスに非居住の出願人は、ラオス在住の代理人を選任しなければならない。(知財法第 27 条)
	⑦出願言語	ラオス語又は英語。英語で出願された出願書類及び他の書類は、出願日から 90 日以内に翻訳証明書とともにラオス語に翻訳して登録局に提出しなければならない。(知財法第 37 条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。　　(知財法第 49 条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物。(知財法第 13 条(1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。公式に展示された又は公認の国際博覧会における製品又は商品若しくはサービスに関する発明，実用新案，意匠及び商標は，当該製品又は商品若しくはサービスの所有者の請求時に仮保護を付与されるものとし，かかる保護の請求は，当該博覧会においてそれらが展示された日から 6 月以内に，提出しなければならない。(知財法第 30 条)
	⑪不登録対象	(1)　工業，手芸，農業，漁業，貿易及びサービス等において産業上利用可能ではない発明 (2)　自然界に存在する生命体又は生命体の部分を含む，既存の物の発見であるゆえに新規でない発明 (3)　単なる科学的原則若しくは理論，数学的アルゴリズム又は業務を行うか若しくはゲームをするための一組の規則であるゆえに発明でない主題は，技術的解決を構成しない。 ただし，かかる主題は，小特許の要素になり得る。 (4)　人間又は動物の手当てのための診断，治療及び外科上の方法 (5)　微生物以外の植物及び動物並びに植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし，かかる主題は，発明又は実用新案の要素になり得る。 特許又は小特許は，以下の場合に拒絶され又はその活用を制限される可能性がある (6)　国の文化及び優れた伝統、社会的秩序及びモラルに反し、人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康を害し又は環境に対する重大な損害を生ずる場合な場合。 (7)　ラオス人民民主共和国の本質的な安全保障の保護のために必要な場合。(知財法第 13 条(3)、第 21 条) なお、ラオスの実用新案（小特許）の対象には「製造方法」を含む。 (知財法第 3 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。外国で他の当局の審査又は調査を受けていた場合、その報告の写を提出しなければならない。写を提出できない場合、実体審査を請求しなければならない。 (知財法第 40 条、同第 41 条、特許及び小特許に関する決定第 15 条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から 6 月以内に審査請求しなければならない。 外国当局の報告の写は、提供の意思を示し、かつ、審査完了して 3 月以内に提出する。(以上、特許及び小特許に関する決定第 15 条) 報告の写を提出した出願人は、更なる調査をせず特許を求めることを請求することができる。(知財法第 41 条)

①国名	ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic (LA)
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
⑮出願公開制度の有無	有。出願は方式審査後、出願日又は優先日から数えて 19 月目に公開される。(知財法第 39 条)
⑯異議申立制度の有無	有。公開日から 90 日以内に何人も異議申立できる。(知財法第 39 条)
⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、紛争解決手段として裁判所の提訴があり、裁判所は無効を判断する。無効と判断された場合には、知的財産局は小特許を取り消さなければならない。 (知財法第 45 条、第 127 条、第 133 条、第 137 条、第 139 条)
⑱実施義務	有。以下の場合に強制実施権が設定される可能性がある。 (1) 国家非常事態、緊急事態の場合 (2) 公衆の利益にかかる必要な場合 (3) 裁判所が不当競争に対する是正と認めた場合 (4) 登録から 3 年又は出願から 4 年のいずれか遅い方を徒過しても、合理的需要を満たすべく実施を行っていない場合 (知財法第 64 条)
⑲費用単位 LAK(ラオスキップ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 100,000 Kip(請求項数 15 超の 1 項あたり 50,000Kip 追加) 方式審査料 100,000 Kip (40 頁超の 1 頁あたりの追加 10,000Kip) 公告料 300,000 Kip/回(※出願公開時及び特許登録時の２回) 特許証書発行料 100,000 Kip [実用新案権維持に掛かる費用] 年金 1 年次 は出願料+ 200,00 Kip(手数料)に含まれる。 2 年次 150,000 Kip + 200,00 Kip(手数料) 3 年次 200,000 Kip + 200,00 Kip(手数料) 4 年次 300,000 Kip + 200,00 Kip(手数料) 5 年次 400,000 Kip + 200,00 Kip(手数料) 6 年次 500,000 Kip + 200,00 Kip(手数料) 7 年次 700,000 Kip + 200,00 Kip(手数料) 8 年次 900,000 Kip + 200,00 Kip(手数料) 9 年次 1,100,000 Kip + 200,00 Kip(手数料) 10 年次 1,300,000 Kip + 200,00 Kip(手数料) (注) 上記の手数料は、サービス手数料(各件につき)のことを意味する。 http://lsp.moic.gov.la/?r=site%2Fdisplaylegal&id=188#69
⑳料金減免措置の有無	無。
㉑ＰＣＴにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic (LA)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	知的財産法 2017 年 12 月 12 日改正 意匠に関する決定(科学技術省令 No.35)2021 年 1 月 20 日公布
	③地理的効力の範囲	ラオス国内のみ。(知財法第 6 条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	ラオス国民、ラオス居住者若しくはラオスの法律に基づいて設立された法人又はパリ条約等のラオスが加盟する産業財産権に係わる国際協定の加盟国内の個人若しくは法人。(知財法第 26 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ラオスに非居住の出願人は、ラオス在住の代理人を選任しなければならない。(知財法第 27 条)
	⑦出願言語	ラオス語又は英語。英語で出願された出願書類及び他の書類は、出願日から 90 日以内に翻訳証明書とともにラオス語に翻訳して登録局に提出しなければならない。(知財法第 37 条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 15 年。意匠権者は毎回 5 年分の登録料を前納しなければならない。(知財法第 50 条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物。(知財法第 15 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。公式に展示された又は公認の国際博覧会における製品又は商品若しくはサービスに関する発明，実用新案，意匠及び商標は，当該製品又は商品若しくはサービスの所有者の請求時に仮保護を付与されるものとし，かかる保護の請求は，当該博覧会においてそれらが展示された日から 6 月以内に，提出しなければならない。(知財法第 30 条)
	⑪不登録対象	(1) 意匠登録を受けようとするものの外観が、その技術上の結果から生じたに過ぎない意匠。 (2) 社会秩序や国の伝統に反する意匠。(以上、知財法第 22 条) (3) 物品に特別な外観を与えるという意味で装飾的なものでないもの。 (4) 新規性のないもの。 (以上、知財法第 14 条) (5) 使用する材料，製造手順又は作業の実施等の意匠に関する技術的特徴(意匠に関する決定第 5 条 2 項)
	⑫実体審査の有無	有。登録局は、方式審査終了後、意匠の実体審査を行う。 (知財法第 40 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠に関する決定第 10 条最終段落)
	⑱意匠分類	国際分類（ロカルノ分類）を採用している。(知財法第 31 条)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、意匠出願は登録後、公報により公告(公開)される。(知財法第 44 条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。当該意匠登録出願時に、当該意匠が登録されたときに、出願日もしくは優先日から 18 月を超えない期間の当該意匠の登録結果の公告の延期を求める請求を提出することにより、登録結果の公告を延期することができる(意匠に関する決定第 15 条)
	㉑異議申立制度の有無	有。登録公告日から 90 日以内に何人も異議申立できる。 (知財法第 39 条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、紛争解決手段として裁判所の提訴があり、裁判所は無効を判断する。無効と判断された場合には、知的財産局は意匠を取り消さなければならない。 (知財法第 45 条、第 127 条、第 133 条、第 137 条、第 139 条)

①国名	ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic (LA)	
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用単位 LAK(ラオスキップ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　100,000 Kip 方式審査料　100,000 Kip (40 頁超の 1 頁あたりの追加 10,000Kip) 公告料　200,000 Kip 特許証書発行料　100,000 Kip [意匠権維持に掛かる費用] 年金 1-5 年次　500,000 Kip + 200,00 Kip(手数料) 6-10 年次　800,000 Kip + 200,00 Kip(手数料) 10-15 年次　1,000,000 Kip + 200,00 Kip(手数料) (注) 上記の手数料は、サービス手数料(各件につき)のことを意味する。 http://lsp.moic.gov.la/?r=site%2Fdisplaylegal&id=188#69
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic (LA)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	知的財産法 2017 年 12 月 12 日改正 商標及び商号に関する科学技術大臣決定(No.2822、以下"商標規則")2019 年 12 月 17 日公布
	③地理的効力の範囲	ラオス国内のみ。(知財法第 6 条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標。(知財法第 3 条、商標規則第 5 条)
	⑥商標の種類	人名，文字，数字，図形要素，形状，立体画像，動画又は製品の包装及び色彩の組合せ並びにかかる標識の組合せ（知財法第 16 条）
	⑦出願人資格	ラオス国民、ラオス居住者若しくはラオスの法律に基づいて設立された法人又はパリ条約等のラオスが加盟する産業財産権に係わる国際協定の加盟国内の個人若しくは法人。(知財法第 26 条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。(知財法第 16 条(3))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ラオスに非居住の出願人は、ラオス在住の代理人を選任しなければならない。(知財法第 27 条)
	⑪出願言語	ラオス語又は英語。英語で出願された出願書類及び他の書類は、出願日から 90 日以内に翻訳証明書とともにラオス語に翻訳して登録局に提出しなければならない。(知財法第 37 条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年ごとに更新できる。 (知財法第 51 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。公式に展示された又は公認の国際博覧会における製品又は商品若しくはサービスに関する発明，実用新案，意匠及び商標は，当該製品又は商品若しくはサービスの所有者の請求時に仮保護を付与されるものとし，かかる保護の請求は，当該博覧会においてそれらが展示された日から 6 月以内に，提出しなければならない。 （知財法第 30 条）

①国名	ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic (LA)	
	⑭不登録対象	1. 他の個人，法人又は組織の商品又はサービスから識別しない標章 2. 商品の種類，品質，数量，用途，価額，原産地若しくは製造時期を指定するのに役立ち得る標識若しくは表示又は現在用いられている言語若しくは商慣行において習慣的になった標識から成る標章 3. 公衆若しくは当該標章が使用されている業界を欺き、誤認を生じさせる又は不正な内容の標章。 4. 当該商品・役務の出所，内容，製法，特性，用途又は数量に関して公衆に誤認を生じさせる虞がある表示から成るか又はかかる表示を包含する標章 5. ラオス若しくは外国の政府機関等の公式の許可を得ることなく，それらの紋章，旗又はその他の国の記章及び標識，印章，略称又は完全名称から成るか又はこれらを含む標章 6. 関係国家機関又は国際組織から許可を受けることなく，国際組織の記章又は国際条約にの標章，それらの公式の印又は標章から成るか又はこれらを含む標章 7. 許可なく，生きている人の名称，像又は肖像から成るか又はこれらを含む標章 8. 許可なく，文化的、歴史的記念物、国民的英雄若しくは指導者の名称，像、肖像若しくはこれらを含む標章又は国民の優れた伝統に無礼な若しくはこれに反する標章 9. 同一又は類似の商品・役務について既に登録されている商標と同一又は類似の標章 10. 同一又は類似の商品・役務について周知商標と同一又は類似の標章 11. 同一又は類似の商品・役務について供給する企業の商号と同一又は類似の標章 12. 登録商標、周知商標又は商号について、商品・役務の出所に関して混同の虞を生じさせる標章又はそれらとの関係を偽って示唆する標章 13. 商品の真の出所以外の場所を特定する地理的表示から成るか又はこれを組み込む標章 14. 商品が作られた地域等に関して字義的には真正であるが，公衆に当該商品が他の領域において作られた旨を偽って表す地理的表示から成るか又はこれを組み込む標章 15. 生きているか若しくは死亡した人、機関、信念若しくは国の表象を貶め若しくはこれらとの繋がりを偽って示唆するか又はこれらを侮辱し若しくはこれらの評判を落とす虞がある事柄から成るか又はかかる事柄を含む標章 16. 競争相手の営業所，商品又は工業上・商業上の活動との混同を生じさせる内容の標章 17. 業としてのその使用が競争相手の営業所，商品又は工業上若しくは商業上の活動の評判を落とさせる内容の標章 18. 国の安全，社会秩序，国民の文化及び優れた伝統に反する標章 （知財法第 23 条）
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。ラオス国内の関係部門において広く認知されている商標をいい、かかる認識が当該商標の宣伝活動の結果である場合を含む。 （知財法第 3 条(13)）
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (知財法第 33 条(5))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。登録局は、方式審査終了後、商標の実体審査を行う。 （知財法第 40 条）
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic (LA)	
	㉑出願公開制度の有無	有。方式審査終了後 15 日以内に公開される。(商標規則第 16 条)
	㉒異議申立制度の有無	有。登録公告日から 90 日以内に何人も異議申立できる。 (知財法第 39 条)
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、紛争解決手段として裁判所の提訴があり、裁判所は無効を判断する。無効と判断された場合には、知的財産局は商標を取り消さなければならない。 (知財法第 45 条、第 127 条、第 133 条、第 137 条、第 139 条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。登録商標が継続して 5 年間使用されなかった場合、何人も取消を請求することができる。 権利者は不使用の正当な理由を提示することができ、認められれば取消は免れる。(知財法第 65 条)
	㉕商標分類	国際分類（ ニース分類）を採用している。(ニースには未加盟) (知財法第 33 条(5))
	㉖図形要素の分類	国際図形分類（ウィーン分類）を採用している。(ウィーン協定には未加盟)
	㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。(知財法第 46 条)
	㉘費用単位 LAK(ラオスキップ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 20,000 Kip 審査料 50,000 Kip/区分 登録料 100,000 Kip 公告料 20,000 Kip [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 20,000 Kip（※10 年分/回；10 年毎に更新） 更新サービス料金 20,000 Kip/回 http://lsp.moic.gov.la/?r=site%2Fdisplaylegal&id=188#69
	㉙料金減免措置の有無	無。